

平成 31(2019)年度における福祉人材の育成・確保に向けた主な取組について

1 福祉人材センター事業運営委託費

新たな福祉人材の育成及び潜在福祉マンパワーの就労の促進、人材確保のための相談並びに就職あっせん、福祉従事者の資質向上のための研修、福祉の広報啓発等に要する経費。

(1) 福祉人材無料職業紹介事業

○ 福祉職の求人・求職の情報提供を行うとともにハローワークとの連携により無料職業紹介の円滑な実施に努める。

(2) 社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会・講習会実施事業

○ 福祉職を目指す方を対象に求人側との個別面談会を設置し就労支援を図る。

① 就職フェア開催（合同面談会）

② 就職支援セミナー

(3) 福祉に関する啓発・広報事業

○ 福祉人材センターニュースの発行

(4) 管理費等

(5) 社会福祉従事者研修事業

○ 社会福祉従事者研修に係る経費

① 社会福祉専門研修開催経費

② 社会福祉専門研修運営費

2 介護人材緊急確保対策事業費

介護分野での人材確保の厳しい状況を踏まえ、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、多様な人材の新たな参入促進と円滑な就労、職場定着の推進を図ることを目的とする経費。

(1) 介護人材参入促進事業

○ 介護現場で活躍する介護福祉士等が県内の小中学校、高校を訪問し介護の仕事の魅力・やりがい等を PR する「出前講座」の開催、小中学生の介護施設訪問等及び介護職の理解促進パンフレットの作成経費。

（平成 31 年度予定：55 校）

○ 介護職の理解促進を図るため、高等学校の教員等を対象に職場見学等を含むバスツアーを行う。

○ 栃ナビ等を活用した介護人材イメージアップ及び各種事業の周知。

○ 市町が中高齢者向けに実施する介護に関する入門的研修の開催。

○ 外国人介護人材の受入を検討している介護事業所の管理者向けにセミナーを開催し、円滑な受入を支援する。

① 福祉のお仕事出前講座、介護のお仕事魅力向上促進

② 小中高校生向けパンフレット作成

③ 高等学校教員対象介護の仕事理解促進

④ 介護人材確保対策広報

⑤ 介護に関する入門的研修

⑥ 福祉の担い手育成研修事業（障害福祉課）

⑦ 外国人介護人材受入研修事業【新規】

(2) 潜在的有資格者等再就業促進事業

- 資格を有しながら介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者等に研修や職場体験を実施し、介護分野への再就業を促進する。
- 平成 28 年度の法改正に伴う、離職した介護人材の届出制度事業。
 - ① 潜在的有資格者再就業支援研修事業
 - ② 職場体験事業
 - ③ 離職者届出制度事業

(3) 介護人材マッチング機能強化事業

1

- 福祉人材研修センターにキャリア専門員を設置し、施設・事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適正の確認、就業後の適切なフォローアップ等を一体的に実施し、介護人材の円滑な参入と確実な定着を支援する。
 - ① 求職・求人ニーズの把握
 - ② 的確なマッチング
 - ③ 就業後等のフォローアップ

(4) 介護人材キャリアパス支援事業

- 介護施設・事業所の職員が就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、スキルアップを図るための研修等を実施する団体等に助成することで、介護人材の資質向上や施設・事業所におけるキャリアパスの整備を促進し、ひいては介護人材の安定的な定着に資する。
 - ① 介護職員へのスキルアップ研修（出前研修形式）
 - ② 訪問介護員サービス提供責任者研修
 - ③ 小規模事業所の介護職資質向上研修
 - ④ 介護福祉士国家試験対策講座及びケアマネ試験対策講座

(5) 介護人材確保対策連携強化事業

- 新人介護職員のモチベーションアップを図り、人材の定着を促進するため、介護職員合同入職式を開催する。
- 県が実施する事業や取組の方向性等を検討するため、介護施設・事業所、関係団体、教育機関、労働関係機関等関係機関との意見交換や連絡調整を行う会議（栃木県介護人材確保連絡調整会議）を開催する。
- 介護人材の育成・定着に取り組む介護事業所等を運営する法人に対する認証を行う（とちぎ介護人材育成認証制度）ことで、人材育成・確保の取組の「見える化」を推進する。

(6) 介護職員研修支援等事業

- 介護職員が研修等の受講で職場を離れる場合に、代替職員を確保した際の賃金等の助成を行い、介護職員の研修受講・資質の向上を図る。
- 一般の方を対象として、初任者研修の受講費用の一部を助成する。
 - ① 実務者研修代替職員確保支援事業
補助限度額：200 千円／月（研修参加日数の 4 倍まで） 補助率：10／10
 - ② 初任者研修受講費用助成事業
補助限度額：50 千円 補助率：1／2

(7) 労働環境・処遇改善事業

- 介護職の身体的負担軽減のため、介護ロボットを導入した事業所に対して補助金を交付する。
補助限度額：300 千円／1 機器（ただし 1 機器あたり 600 千円未満の場合 1／2）

3 介護福祉士等修学資金貸付事業

介護福祉士等を目指す学生など若者の参入促進や、離職した介護職員の呼び戻しなど、新たな介護人材の確保を図るための経費

(1) 介護福祉士等修学資金貸付事業

○ 介護福祉士等養成施設就学者を対象に、入学後の修学を支援し併せて卒業後の介護現場への就労・定着を促進するため貸付を行う。

○ 貸付額

ア 学費	5 万円 (月額)
イ 入学準備金	20 万円 (初回に限る)
ウ 就職準備金	20 万円 (最終回に限る)
エ 国家試験受験対策費用	4 万円 (年額・国家試験受験見込者に限る)

○ 卒業後 1 年以内に介護福祉士登録し、その後県内で 5 年以上介護業務に継続して従事した場合返還を免除する。

(2) 実務者研修貸付事業

○ 介護福祉士国家試験受験に対する支援として、実務者研修を受講する者に対して受講料に係る費用の貸付を行う。

○ 貸付額 20 万円

○ 研修修了後 1 年以内に介護福祉士登録し、その後県内で 2 年以上介護業務に継続して従事した場合返還を免除する。

(3) 再就職準備金貸付事業

○ 離職した介護人材のうち一定の経験を有する者に対し、介護職員として再就職する際に必要な費用の貸付を行う。

○ 貸付額 20 万円

○ 県内で 2 年以上介護業務に継続して従事した場合返還を免除する。